

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年2月16日県営中山間地域総合整備事業白鳥南地区（東大榎工区）の換地処分をした。

平成19年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀